



許可番号 第00150001871号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道江別市角山425番地5
氏 名 北日本総業株式会社 代表取締役 相馬 千城

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和3年(2021年)5月28日
許可の有効年月日 令和8年(2026年)5月27日

1. 事業の範囲
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（詳細は別紙のとおり。）。積替保管なし。以下余白。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 有・無
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

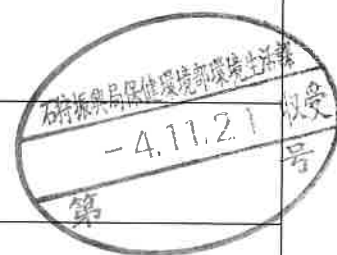
許可番号 第00150001871号
許可業者の名称 北日本総業株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

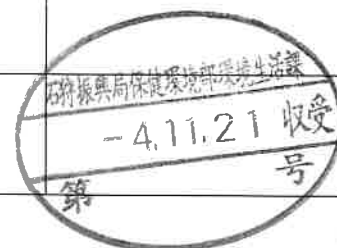
廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）														
カドミウム又はその化合物														
鉛又はその化合物														
有機燐化合物														
六価クロム化合物														
砒素又はその化合物														
シアン化合物														
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム														
シマジン														
チオベンカルブ														
ベンゼン										○	○	○	○	
セレン又はその化合物														
1,4-ジオキサン										○	○	○	○	
ダイオキシン類														

運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ車	札幌130め27	6,700	北日本総業(株)	
2	ダンプ車	札幌100は9427	10,800	北日本総業(株)	
3	ダンプ車	札幌130め31	7,000	北日本総業(株)	
4	ダンプ車	札幌105な2	6,700	北日本総業(株)	
5	ダンプ車	札幌100は6267	10,800	北日本総業(株)	
6	ダンプ車	札幌100ひ2457	11,600	北日本総業(株)	
7	キャブオーバ	札幌100て2781	2,350	北日本総業(株)	
8	キャブオーバ	札幌400な7818	2,150	北日本総業(株)	
9	キャブオーバ	札幌400ひ5111	1,960	北日本総業(株)	
10	キャブオーバ	札幌400ひ5615	1,960	北日本総業(株)	
11	キャブオーバ	札幌400ほ4365	2,020	北日本総業(株)	
12	キャブオーバ	札幌400ま8702	2,040	北日本総業(株)	
13	バン	札幌400ま3791	850	北日本総業(株)	
14	ステーション ワゴン	札幌302や1905	220	北日本総業(株)	



15	ステーション ワゴン	札幌504さ5993	220	北日本総業(株)	
16	キャブオーバ	札幌100せ7548	2,950	北日本総業(株)	新規
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					



(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉋さい」、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)。
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。